

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 定年引上げについて

職員の定年を次の表のとおり60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。

期 間	定年年齢
令和 5年4月1日から令和 7年3月31日まで	61歳
令和 7年4月1日から令和 9年3月31日まで	62歳
令和 9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

保健所に勤務する医師及び歯科医師で、職員の給与に関する条例第5条第1項第3号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員の定年は、現行どおり65歳とする。

2 管理監督職勤務上限年齢制の導入について

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について

職員の給与に関する条例第10条第1項()及び幼稚園教育職員の給与に関する条例第9条第1項の規定により管理職手当の支給対象となる職とする。

保健所に勤務する医師及び歯科医師(職員の給与に関する条例第5条第1項第3号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員)が占める職を除く。
管理監督職勤務上限年齢について

管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例(特例任用)について

次のいずれかに該当する管理監督職勤務上限年齢制の対象職員については、他の職に異動することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年を超えない範囲で異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

ア 勤務延長型特例任用による異動期間延長の事由

任命権者は、役職定年により降任するべき職員について、次のいずれかの事由に該当する場合には、異動期間を延長し最長3年間まで、留任させることができる。

(7) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(4) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職

員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (ウ) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

イ 異動可能型特例任用による異動期間延長の事由

職務内容が相互に類似する複数の管理監督職で、容易に欠員補充することができない特別な事情があるものとして特別区人事委員会規則で定めるグループに属する職員の降任により、当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる場合、異動期間を延長し最長5年間まで、同グループ内で留任、降任又は転任させることができる。

3 定年前再任用短時間勤務制の導入について

任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績その他の特別区人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

4 暫定再任用制度について

本条例の改正による定年の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間において年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度を設ける。

5 情報提供及び勤務の意思の確認

任命権者は、当分の間、職員が年度末年齢59歳となる年度において、60歳に達する日以後に適用される必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 施行期日等

令和5年4月1日

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用手続については、施行期日前においても行うことができることとする。

7 その他

本条例の改正に伴い、付則で「職員の再任用に関する条例」を廃止する。